

医療従事者の処遇改善（賃上げ）への取り組みについて

当院では、質の高い医療を持続的に提供するため、医療従事者の処遇改善（賃上げ）に積極的に取り組んでおります。これに伴い、令和8年3月1日より、診療報酬改定に基づき以下の加算を算定しております。

- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）

職員が安心して働ける環境を整えることで、患者様へより良い医療を提供できるよう努めてまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。